

## 益田市告示第191号

益田市木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月17日

益田市長 山本浩章

### 益田市木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市耐震改修促進計画に基づく木造住宅の耐震化を促進し、もって市民の生命及び財産を保護することを目的として、木造住宅の耐震診断、耐震改修又は耐震建替を行う事業（以下「耐震化事業」という。）を行う者に対し、費用の一部について予算の範囲内において交付する益田市木造住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 主要構造部が木造（木造以外と混構造のものを除く。）の一戸建ての住宅（併用住宅においては、延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供するものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、耐震診断技術者（島根県木造住宅耐震診断士、島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者及びこれと同等の技術を有していると認められる者をいう。）が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震補強計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅に対して、当該評点を1.0以上に向上させるための計画（耐震診断技術者により設計されたものに限る。）をいう。
- (4) 耐震改修 耐震補強計画に基づき、上部構造評点が1.0以上に耐震性を向上させる改修工事（耐震改修工事に伴い必要となる撤去及び復旧を含む。）をいう。
- (5) 耐震建替 耐震診断の結果に基づき、上部構造評定が1.0未満と判定された木造住宅を取り壊し、同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅を新築するものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 この事業の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、益田市内に存する木造住宅であって、次の各号のいずれにも該当する住宅とす

る。

- (1) 現に居住の用に供し、又は居住の用に供することを予定しており、かつ、耐震化事業の完了後も引き続き居住の用に供するものであること。ただし、耐震化事業のうち、耐震建替事業については、現に居住する住宅に限るものとする。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は建築に着手した木造住宅であること。
- (3) 階数が2階以下であること。
- (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅であること。ただし、耐震診断事業については、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、益田市に居住する補助対象住宅の所有者（耐震建替事業については、補助対象住宅の所有者又は当該所有者と同居する2親等以内の親族）であって、かつ、市税の滞納がないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 耐震化事業の区分ごとの補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の10分の9以内の額	6万円
耐震改修事業	耐震補強計画の作成及びこれに基づく耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等を含む。）に要する経費	補助対象経費の10分の8以内の額	100万円
耐震建替事業	建替実施設計及び新築工事（建て替えに係る解体工事を含む。）に要する経費	補助対象経費の10分の8以内の額	100万円

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に益田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅の付近見取図、平面図
- (2) 当該住宅の建築（又は着手）年月日及び所有者が確認できる書類の写し
- (3) 当該住宅の所有者及び申請者の住民票
- (4) 申請者と補助対象住宅所有者の関係が確認できるもの（申請者が補助対象住宅所有者と異なる場合）
- (5) 耐震診断結果が確認できるもの（耐震診断事業を除く。）
- (6) 見積書等の写し

- (7) 耐震改修等計画書（様式第1号別紙1）
  - (8) 補助金申請額の計算表（様式第1号別紙2）
  - (9) 申請者及び住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震化事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、益田市木造住宅耐震化促進事業計画変更承認（申請取下）申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、これを適当と認めたときは、益田市木造住宅耐震化促進事業計画変更承認（申請却下）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、益田市木造住宅耐震化促進事業完了実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震化事業の成果報告に係る次の表に掲げる書類

事業区分	成果報告書類
耐震診断事業	耐震診断結果報告書の写し
耐震改修事業	耐震補強計画書の写し、耐震改修工事の着工前写真、施工状況写真及び完了写真
耐震建替事業	解体工事に係る着工前写真、施行状況写真及び完了写真 新築工事に係る施工状況写真及び完了写真 新築住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項による検査済証の写し（同法第6条第1項による確認申請を要しない場合にあつては、同法第20条第4号に適合していることが確認できる図面等）

- (2) 耐震化事業に係る契約書の写し
- (3) 耐震化事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、第7条の規定による交付決定（第8条第2項の規定による変更承認の決定を含む。第12条において同じ。）の内容に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、益田市木造住宅耐震化促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、益田市木造住宅耐震化促進事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定の事後において、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した交付金があるときは、当該取消しに係る補助金について、期日を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月17日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、失効する。